

京都市告示第 160 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年6月17日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
深草経204号線	伏見区深草泓ノ壺町39番地の2地先から同町37番地の4地先まで	メートル 51.40	メートル 4.90 ~ 5.80
深草経205号線	伏見区深草泓ノ壺町17番地の4地先から同町15番地の4地先まで	155.20	4.80 ~ 9.60
深草経206号線	伏見区深草泓ノ壺町25番地の4地先から同町14番地の4地先まで	175.50	4.60 ~ 9.00
深草歩4号線	伏見区深草泓ノ壺町16番地の9地先から同町15番地の4地先まで	34.60	3.20 ~ 6.70

(建設局土木管理部道路明示課)